

おうち時間 家族で点検 火の始末

**幼年消防
図画コンクール
最優秀賞作品**

（八戸地域防災協会会長賞）
あゆみ保育園幼年消防クラブ
かわぐち なつきさん



（八戸地域幼年消防クラブ連絡協議会会長賞）
こぞくら保育園幼年消防クラブ
にしむら いおりさん



【住宅防火について】

火災による被害を減らすためには、一人ひとりが普段の生活の中で、防火に対する意識を高め、火災予防の対策を行うことが重要です。「住宅防火 いのちを守る 10のポイント」を参考に身の回りの火災予防について確認しましょう。

「住宅防火 いのちを守る 10のポイント」

4つの習慣

- 1 寝たばこは、絶対にしない、させない
- 2 ストープの周りに燃えやすいものを置かない
- 3 こんろを使うときは火のそばを離れない
- 4 コンセントはほこりを清掃し、 unnecessary プラグは抜く



6つの対策

- 1 火災の発生を防ぐために、ストーブやこんろ等は**安全装置**の付いた機器を使用する
- 2 火災の早期発見のために**住宅用火災警報器**を定期的に点検し、10年を目安に交換する
- 3 火災の拡大を防ぐために、部屋を整理整頓し、寝具、衣類及びカーテンは、**防炎品**を使用する
- 4 火災を小さいうちに消すために、**消火器等**を設置し、使い方を確認しておく
- 5 お年寄りや身体の不自由な人は、**避難経路と避難方法**を常に確保し、備えておく
- 6 防火防災訓練への参加、戸別訪問などにより、**地域ぐるみの防火対策**を行う

【野焼きについて】

農業等を営むための刈枝等の焼却等、例外として認められる場合もありますが、野焼きを含む焼却行為は**禁止**されています。野焼きの拡大や焼却後の不始末から付近の枯草等へ燃え広がり、建物や林野にまで至る**大規模な火災**になっている場合もあります。

例外となる焼却を行う場合には、次のことを守りましょう。

- ①焼却前にあらかじめ管轄の消防機関へ「火災とまぎらわしい煙又は火炎を発生おそれのある行為届出書」を2部提出する。
- ②空気が乾燥していたり、風が強い日には焼却しない。
- ③消火の準備をし、焼却中は絶対に離れず、焼却後には完全に消火する。
- ④焼却により発生した煙等が近隣住民の生活環境に支障を来した場合には、ただちに焼却を中止する。



■お問い合わせ先■

八戸地域広域市町村圏事務組合 消防本部予防課

TEL : 0178-44-2133 / FAX : 0178-44-1196

